

東北地方太平洋沖地震の被災者等への民営借家等の無償提供の開始について

1 趣 旨

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等によって、東北、関東、北陸地方を中心とした地域では甚大な被害を受けており、本県においても被災者等への住宅の提供に取り組んでいます。

県営住宅や市町営住宅等の提供のほか、被災者の方向けの民間の住宅等の無償提供の情報についても、本日、県のホームページで情報提供を開始しました。

2 民営借家等の無償提供（第1報）

(1) 無償提供の件数等

件数 2件

戸数 25戸

(2) 内 容

所在市区町	受入戸数 (又は室数)	主要な条件	無償貸与期間	問合せ 申し込み先
廿日市市	21室	対象：県営住宅で対象としている被災者等（※）で、高齢者の方	3ヶ月	(有) 総研 電話082- 293-14 14
広島市中区	4戸	対象：県営住宅で対象としている被災者等のうち、地震被災者（※）	1年	(有) プロフ イット 電話082- 926-43 43

※ 県営住宅で対象としている被災者等の方

【地震被災者】

北海道、東北地方、関東・甲信越地方、北陸地方及び中部地方に居住している方又は平成23年3月11日現在同地方に居住していた方で、平成23年3月11日以後に発生した地震の被災者

【原子力事故避難者】

福島県南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、飯館村及びいわき市に居住している方又は平成23年3月11日現在同市町村に居住していた方で、福島県の原子力発電所の事故に伴う避難者

なお、個人情報保護のため、提供者名や提供者個人の電話番号は、ホームページに掲載しません。